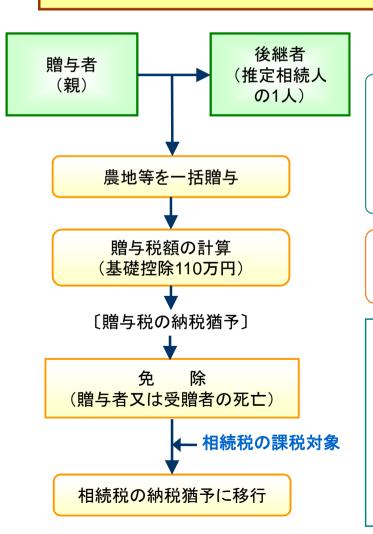
農地を生前一括贈与した場合の課税の特例(贈与税納税猶予制度)

- 贈与税の納税猶予制度は、旧農業基本法の趣旨である農業経営の近代化に資するため、民法の均分相続等による農地の細分 化防止と農業後継者の育成を税制面から支援するために設けられました(昭和39年度創設)。
- 〇 農業を営む者が、その農業の用に供している<u>農地の全部</u>を農業後継者(<u>推定相続人の1人</u>)<u>に一括して贈与</u>した場合は、後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除されます。
- 贈与者の死亡により贈与税額の免除を受けた場合には、贈与農地を相続により取得したものとみなされ相続税の課税対象となる。 この場合、農業を継続する場合は、相続税納税猶予の適用を受けることができます。



贈与税の納税猶予を受けるための要件等

贈与

贈与者の要件

農地等を贈与した日まで引き続き3年以上農業を営んでいる個人であること

(注)相続時精算課税の適用を受ける場合 を除く

受贈者の要件

次の要件をすべて満たすこと

- ① 贈与者の推定相続人であること
- ② 農地等を取得した日の年齢が18歳以上であること
- ③ 農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと
- ④ 農地等を取得した日以後、速やかに農業経営を行うこと

贈与の要件

贈与者が農業の用に供している農地の全部(採草放牧地及び準農地を所有している場合、その2/3以上)を 推定相続人の1人に一括して贈与すること (注)特例の対象となる農地等の範囲は相続税と同じ

納税猶予期限の確定事由

猶予税額がすべて確定する場合

- ・ 猶予適用農地等について、20%超(面積)の譲渡、貸付、転用、耕作放棄をした場合
- ・ 受贈者が猶予適用農地等での農業経営をやめた場合
- ・ 受贈者が贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合
- 継続届出書を提出しなかった場合

等

猶予税額が一部確定する場合

- 収用交換等による譲渡等をした場合
- 猶予適用農地等について、20%以下(面積)の譲渡、貸付、転用、耕作放棄をした場合
- ・ 生産緑地地区内の農地について、買取申出をした場合
- ・ 農用地区域内の農地について、①農地中間管理事業、 ②農地利用集積円滑化事業、③利用権設定等促進事業 に基づく事業により譲渡した場合 等

○ 納税猶予期限の確定事由については例外措置があり、一定の要件に該当する場合には納税猶予の適用が継続されます。

主な納税猶予期限の確定事由の例外

猶予適用農地等の譲渡に該当しない場合

- 買換特例 譲渡等の日から1年以内に、その対価の額の全部又は一部をもって農地等 を取得する場合
- 付替特例 三大都市圏の農地の収用交換等による譲渡等から1年以内に、猶予適用 農地等以外の土地を猶予適用農地とする場合

猶予適用農地等の貸付けに該当しない場合

- 〇 特定貸付け 一定の要件を満たす受贈者(※1)が特定の事業(※2)より貸し付けた場合
- 〇 営農困難時貸付け 身体障害等により営農継続が困難となった場合に、農地等を貸付けた場合
- 特例付加年金等受給のための権利の設定 特例付加年金又は経営移譲年金の受給資格を取得するため、その受贈者 の推定相続人の1人に対し農業経営を移譲した場合
- 借換特例 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき一定の 要件下で貸付け、併せて代替農地等を借り受ける場合
- 〇 一時的道路用地等に係る特例 一時的道路用地等の用に供するために、地上権等の設定に基づき、貸付 けを行った場合に、貸付期限の到来後遅滞なく、農地等を農業の用に供する 場合

猶予適用農地等の譲渡や貸付け等の面積が20%を超えても全額確定とならない場合

- 〇 収用交換等による譲渡等があった場合
- 生産緑地地区内の農地等が、地方公共団体等に買い取られた場合
- 〇 農業生産法人に現物出資した場合(その出資した者が、その農業生産法人の常時従事者になる場合に限る。)
- 〇 一定の要件を満たす受贈者(※1)が、農用地区域内の農地等を特定の事業 (※2)により譲渡した場合

【注意】

譲渡等があった面積に対応する猶予額については、納付する必要があります。

- (※1) 納税猶予の適用を受けた、贈与税の申告期限から農地等の譲渡又は貸付けまでの期間が10年(譲渡又は貸付け時の年齢が65歳未満の場合は20年)以上の受贈者。
- (※2) 農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業又は利用権設定等促進事業(農地利用集積計画)。
- ※これらの例外措置を受けるためには、税務署への届出等所定 の手続が必要です。

特定貸付け(基盤法による貸付け)の概要(贈与税)

○ 贈与税の納税猶予の期間が一定年数以上である受贈者が、納税猶予の適用を受ける農地について、農業経営基盤強化促進法に基づく事業による貸付け(「特定貸付け」といいます。)を行った場合において、特定貸付けを行っている旨等を記載した届出書を貸付けを行った日から2ヶ月以内に税務署長に提出した場合には、納税猶予が継続されます。

特定貸付けを行うための要件

適用対象者

○ 納税猶予の適用に係る贈与税の申告期限から農地等の貸付けまでの期間が10年(貸付け時の年齢が65歳未満の場合は20年)以上の受贈者

貸付け手法

- 〇 次の事業による貸付け
- ① 農地中間管理事業
- ② 農地利用集積円滑化事業
- ③ 利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)
- ※①、②の貸付けには農地法第3条許可による貸付けも含まれます。

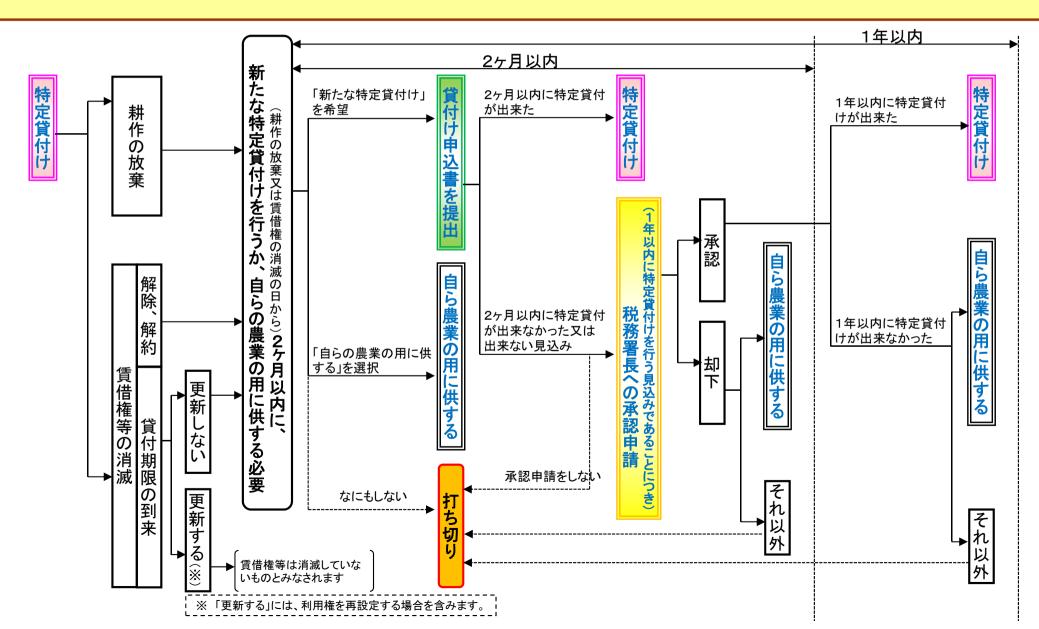
受贈者 贈与者 贈与 納税猶予の適用を受ける 10年又は20年以上 営農を継続 貸付けを希望 2ヶ月以内に 特定貸付け 税務署に届出 猶予継続 免除

(贈与者又は受贈者の死亡)

特定貸付けの仕組み

特定貸付け農地等に貸付期限の到来や耕作の放棄などがあった場合及び必要な届出書類等

○ 特定貸付け農地等に耕作の放棄等があった場合、所定の手続きを行わなければ納税猶予の適用が打ち切られます。 なお、その際の手続及び必要な届出書類はケースにより異なりますのでご注意下さい。



営農困難時貸付け(身体障害等による貸付け)の概要(贈与税)

○ 納税猶予の適用を受ける者が、精神障害又は身体障害等により営農が困難となった場合であって、納税猶予の適用を受ける農地等について貸付け(「営農困難時貸付け」といいます。)を行い、営農困難時貸付けを行っている旨等を記載した届出書を貸付けを行った日から2ヶ月以内に税務署長に提出した場合には、納税猶予が継続されます。

営農困難時貸付けを行うための要件

精神障害又は身体障害等の基準

- 精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級のもの)の交付
- 身体障害者手帳(身体上の障害の程度が1級又は2級のもの)の交付
- 介護保険制度の被保険者証(要介護状態区分が5)の交付
- 障害等により農業に従事することができなくなった故障として市町村長の 認定を受けている場合

適用対象農地

○ 納税猶予の適用を受けているすべての農地

貸付けの要件

- ① 市街化区域内など特定貸付けができない区域等に対象農地が存在する 場合
- ② 申告書の提出期限から貸付けまでの期間が10年(貸付時の年齢が65歳 未満の場合は20年)に満たないものである場合
- ③ 貸付け申込み後1年経っても特定貸付けができなかった場合
- (注) ②の場合、農業経営基盤強化促進法に基づく事業による貸付けが原則です。①、③の場合には、他の手法による貸付けを行うことができます。

営農困難時貸付けの仕組み 贈与者 受贈者 贈与 納税猶予の適用を受ける 身体障害等の発生 特定貸付けができない区域 (市街化区域等)に農地がある」 特定貸付けに係る貸付申込書の提出 (農地中間管理機構・円滑化団体・市町村の全てに提出) 申込み後、1年を経過する日までに 貸付けができなかった 貸付けができた 特定貸付け以外 猫予期間が10年(65歳未満の の貸付けを検討 右以外

場合は20年)に満たない

特定貸付けの適用

2ヶ月以内に税

務署に届出

猫予継続

(贈与者又は受贈者の死亡)

営農困難時貸付け

営農困難時貸付け農地等に貸付期限の到来や耕作の放棄などがあった場合及び必要な届出書類等

○ 営農困難時貸付け農地等に耕作の放棄等があった場合、所定の手続きを行わなければ納税猶予の適用が打ち切られます。 なお、その際の手続及び必要な届出書類はケースにより異なりますのでご注意下さい。

